ID:　804

担当部署:　地域整備課

処分の概要	物件の移転命令
法令名 根拠条項	都市再開発法　第118条の27第1項
法令番号	昭和44年法律第38号

【基準】

法第118条の27の規定による。

（物件の移転命令）

第118条の27　第二種市街地再開発事業の施行者は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。

2　第98条第2項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同項中「第96条第3項の場合」とあるのは、「第118条の27第1項の規定により物件の移転又は引渡しが命ぜられた場合」と読み替えるものとする。

備考

設定年月日	令和3年7月1日	**最終変更年月日**	年　月　日